

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第5号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第2条第3号中「令和2年」を「令和3年」に改める。

第4条第1項第1号中「令和4年」を「令和5年」に、「令和3年度相当分」を「令和4年度相当分」に改め、同項第2号中「令和2年度末」を「令和3年度末」に、「令和3年」を「令和4年」に、「令和2年度相当分」を「令和3年度相当分」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、<u>令和3年</u>における高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(減免措置)</p> <p>第4条 減免する保険料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であって、<u>令和5年3月31日</u>までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する<u>令和4年度相当分</u>の保険料</p> <p>(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和3年度末</u>に資格を取得したこと等により、<u>令和4年4月</u>以後に普通徴収の納期限が到来する<u>令和3年度相当分</u>の保険料</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、<u>令和2年</u>における高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(減免措置)</p> <p>第4条 減免する保険料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和4年3月31日</u>までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する<u>令和3年度相当分</u>の保険料</p> <p>(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和2年度末</u>に資格を取得したこと等により、<u>令和3年4月</u>以後に普通徴収の納期限が到来する<u>令和2年度相当分</u>の保険料</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。